

令和3年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会第2回会議録

- 1 日時：令和3年7月20日（火） 午後1時00分～午後3時00分
- 2 場所：笛吹市役所市民窓口館 1階101会議室
- 3 出席者：◇社会教育委員
雨宮寿男、橘田良也、加賀美公人、佐藤徳行、渡邊真史、金子津多恵
飯野久、鶴田一二美、石倉絹子、三枝秀康、古屋けさよ
◇教育委員会
赤尾教育部長
◇教育委員会事務局
手塚生涯学習課長、生涯学習担当 有泉リーダー、海野
欠席委員：西海俊夫、井上孝悦、古屋修二、加々美恭子
- 4 傍聴人：なし
- 5 次第
進行 手塚生涯学習課長
1. 開会のことば 赤尾教育部長
2. 議長兼会長あいさつ 雨宮議長兼会長
3. 諮問
4. 会議録署名委員の指名について 飯野 久 委員
5. 議事
(1) 社会教育施設受益者負担（使用料の見直し）について
(2) 山梨県社会教育委員連絡協議会の報告について
(3) 山梨県公民館連絡協議会の報告について
(4) その他
- 6 閉会のことば 橘田副議長兼副会長

1 開会のことば

<教育部長> ただいま進行より会議の開会を發したところではありますが、今日は、社会教育施設の受益者負担金（使用料見直し）についてご協議いただきたいと思ひます。申し遅れましたがこの4月から教育部長になりました赤尾と申します。よろしくお願ひいたします。では、ただいまから令和3年度笛吹市社会教育委員の会議兼公民館運営審議会第2回会議を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

2 議長兼会長あいさつ

<議長兼会長> あらためましてこんにちは。大変暑い日が続いています。5日連続の猛暑日ですが、お暑い中をご出席いただきましてありがとうございます。いよいよ今週からオリンピックが開催されますが、なかなか盛り上がった雰囲気を感じさせません。先日東京に行ってきましたがオリンピック直前にしては盛り上がった雰囲気がありませんでしたので、山梨ではなおさらかと思ひます。オリンピック開催に対する反対の意見もある中ですが、せつかく開催されるのももう少し盛り上がってやればいいのになという思ひがあります。私が小学校1年生の時に前回の東京オリンピックがありました、あまり記憶にないので、せつかくの機会ですので、オリンピックを楽しみたい気持ちがありますが、コロナ過なので仕方ないと感じています。選手の皆さんは一生懸命頑張っていますので大会期間中はしっかり選手を応援したいと思ひます。本日は、社会教育施設受益者負担金（使用料見直し）についてという大きな議題になっていますのでしっかりと皆さんで検討しながら意見を教育委員会へ出していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

3 会議録署名委員の指名について

<進 行> 笛吹市社会教育委員会議運営規則第4条第2項により会議録には、議長及びその日の会議において議長が指名する1人の委員が、署名しなければならぬとありますので、雨宮議長お願ひします。

<議長兼会長> 飯野久委員にお願ひします。

<委 員> はい。

4 諮問

<教育部長> (諮問文について読み上げ)

詳細については後程、職員から説明があります。使用料につきましては市長の権限となっておりますので市長より雨宮議長様へ諮問いたします。雨宮議長様ご審議よろしくお願いたします。

5 議事

(1) 社会教育施設受益者負担（使用料の見直し）について

<進 行> 続きまして次第の 5 議事にはいります。これからの議事進行を雨宮議長様よろしくお願いたします。

<議長兼会長> それでは議事の進行を務めさせていただきます。でははじめに、社会教育施設受益者負担金（使用料見直し）について事務局からご説明をお願いたします。

<事務局> 資料に基づいて以下を説明

- ・ 笛吹市社会教育施設使用料の見直し計画（スケジュール）について説明
- ・ 諮問文について説明
- ・ 資料①から⑤について説明
(笛吹市社会教育施設の受益者負担に関する基本方針に基づく試算にかかる資料)
通常改正前 3 年間の実績で試算するが、令和 2 年度についてはコロナ過で利用中止期間があったことから、今回の試算は平成 30 年及び令和元年の 2 年間の実績に基づき試算資料としています。
- ・ 社会教育施設使用料の見直しについて（案）
(笛吹市社会教育施設の受益者負担に関する基本方針に基づいて試算した資料) 市としては諮問文中にもありますように据え置きたいと考えています。
- ・ 笛吹市社会教育施設条例施行規則（抜粋）附則（案）について説明
(期間特例の減免措置についての資料) 市としては 3 年間延長したいと考えています。

<議長兼会長> ただいま事務局から社会教育施設受益者負担金（使用料見直し）につい

て説明がありました。諮問文の中には事務局としての案（方向性）が示されていますが、これらについて会議の中で検討して意見を出していきたいと思います。資料についてはたくさんありますので、お持ち帰りになって検討していただき、次回以降ご意見ご質問を伺いたいと思います。また事務局には、検討するうえで基本方針のポイントを説明していただければと思います。

- <事務局> 笛吹市社会教育施設の使用料見直しに関する基本方針の資料 1 ページ 1. 受益者負担の在り方について説明。
- 前回の改正では市内の同種同規模の施設については統一した料金に設定させていただきました。今回はその状況のまま平成 30 年及び令和元年の実績に基づいて試算をしたものがこの資料 1 から資料 5 になります。それぞれ社会教育施設の中でも会議室等を持った施設と宿泊施設では試算の方法が異なりますので詳細は基本方針の資料 6 ページから 7 ページに示されています。
- 資料 2（宿泊施設のある施設）についてですが、芦川グリーンロッジを例にとりますと、基本方針 6 ページ②に基づいて試算されています。試算した金額と現行の金額がかけ離れていると激変緩和措置が取られます。そのため前回に引き続き今回も芦川グリーンロッジ及び芦川やすらぎの里についての試算額については激変緩和措置を適用させていただいております。
- 資料 3（会議室等の施設）についてですが、スコレーセンターパリオを例にとりますと基本方針の資料 6 ページの①に基づいて資料 3 のとおり試算されています。
- 資料 4 につきましては施設の管理費についての資料になります。
- 資料 5 については施設利用者数及び利用料一覧についての資料になります。資料 4 及び資料 5 の基礎数字を基に資料 1、資料 2、資料 3 の表で試算をしています。これらをまとめたものが社会教育施設使用料の見直しについて（案）の資料となっております。

- <議長兼会長> 今事務局から基本方針の概ねの考え方と資料の見方について説明がありましたが、これについて皆様からご意見ご質問などありますか。

- <委員> 金額について説明していただきましたが、きちんとした標準の中で事務局が計算しているので間違いないと思います。その試算された金額について検討するというのではなく、3 年経過したので料金について見直す

のであれば3年の検証の中で市民の意見をアンケート等で吸い上げたのか知りたいです。基準の中で試算された金額について異議を唱える人はいないと思いますので、それよりも減免対象を明確にしておく必要があると思いますので、市民の意見を聴いたりして協議していく必要があると思います。3年間で減免対象について市民の意見等の検証は行いましたか。

<議長兼会長> 事務局いかがでしょうか。

<事務局> アンケートは取っていない現状です。減免の申請については申請される方の多くは65歳以上の方が多く全額免除になっておりますので、それに対して意見が出てくるということが無い現状です。期間特例の減免措置についても、かなり使用料が抑えられていますのでそれに対して不平不満の意見などはいただいております。

<委員> 不満がでないように減免して、利用料金は決まっているが結局以前と同様に払わなくていいようにしているのであれば、本来、施設を利用しない不公平と感じている人達の思いとは違うと思います。必要であれば市の財政が厳しいことを理解してもらい支払ってもらうべきではないか。そういうことを見直す必要があると思います。市はどのように考えていますか？形だけ利用料金をとるようにして不公平ではありませんとしながら減免していくのか、または皆さんで維持していくには皆さんで負担していきましょうと考えているのか、これから先をどのように考えていますか。

<議長兼会長> 事務局いかがでしょうか。

<生涯学習課長> 実際の活用のされ方は、減免して使用する団体がほとんどです。施設側からの意見もありまして、利用者からすると無料なので使用時間が決まっているのですが、準備時間の為に開館時間前から利用したいということがあり施設側も負担を強いられていますが、今のところ指定管理委託先には、柔軟に対応していただいております。また予約の関係についても無料なので予約を多めにとったり、キャンセルをしてもキャンセル料がかからないためドタキャンをする団体などあります。実際、そういった団体には踏み込んで対応していくべきとは思いますが、コロナ過ということもありますので今締め付けるというか、将来的には使用料を負担

していただくのかもしれませんが、このタイミングで今、減免措置を外してしまうと市民の方が利用しにくくなると懸念されます。現段階ではコロナ過の状況を踏まえ様子を見ていきたいと考えています。また無料だからといってドタキャンをするような団体には指導していかなくてはいけないと考えています。コロナという例外もありますので現段階では具体的な方向性については申し訳ありませんが、お示しすることができません。

<議長兼会長> ただいま事務局からの意見もありましたが、他に何かございますか。

<委員> 使用料見直しの基本となる基本方針は、とても重要だと思いますが、この基本方針は平成30年9月に改訂以降変更はなく今回の改定についても基本方針の資料とされていますが、1ページの受益者負担のあり方の1.目的の中に書かれている、負担の公平性の確保についてだったり、2.課題(1)負担を求める場合の基準が明確にされていないなどありますが、前回の見直しの際に、このことについて協議をしたと思います。また基本方針の資料2ページには合併時のことが書かれているので、基本方針についても現状に合った内容に見直していった方が良いのではないのでしょうか。

<議長兼会長> 事務局、いかがでしょうか。

<事務局> 平成30年9月の改訂は基本方針の資料7ページの市外料金を減額したという内容のみでしたので大きな改訂はありませんでしたので、基本方針の内容についても改訂をさせて頂きたいと思います。ご意見ありがとうございます。

<教育部長> 前回の使用料見直しの際に協議していただいたご意見が基本方針に反映されていないのは大変申し訳ありません。基本方針の課題についても解決されているものについては改訂していきます。申し訳ありません。利用者の使用料及び利用状況についての意向は各施設で当事者の意見として伺っていますが、今ここではまとめておりません。施設を使用していない方の意見は特別アンケートを取らないと出てこないもので、それも一つの方法かもしれませんが、その方法をとらなければ協議できないということであれば、この審議会が市民の代表である皆様からのご意見を広くいただくものでありますので、皆様からのご意見をいただきたいと思

います。

<議長兼会長> 基本方針については現状に見合った内容に改訂をお願いします。改訂は庁議で可能でしょうか。

<教育部長> 庁議を経なくても通常の決裁処理で可能です。

<議長兼会長> 私も市役所勤務の際、平成 26 年の使用料見直しに携わりました。その際に減免の規定について議会で協議され、高齢者や子供の関係等は半額免除及び 7 割免除としていましたが、附則により期限を設けて全額免除とした経過がありました。合併して 10 年たったところで大幅な改定をして減免措置を見直したということですが、現在、改定をしてから 6 年が経過したので、自分の考えとしては、また大幅に改定していくのは、10 年経過した、次の見直しの機会がその時期なのかなと考えていますが、皆様でご審議いただきながら意見をまとめていきたいと思えます。基本方針については現状に見合った内容に改訂をお願いします。他に基本方針についてご意見などあればお願いいたします。

<委員> 資料 5 について、利用者数に減免対象者も含まれていますか。

<事務局> 利用者数は減免対象者数も含めた数になっております。

<委員> 利用者数を減免対象者とそれ以外に分けて資料としてほしい。

<事務局> はい。分けて資料を再度作成いたします。

<委員> 利用者に対する、減免対象者の割合が分かりやすいのでお願いいたします。

<事務局> はい。

<委員> 学びの広場ふえふきの施設使用料は附則のどれに当てはまりますか。

<委員> 附則ではなく規則の中で全額免除の対象となっています。

<議長兼会長> 改定の経過などの資料もあるとわかりやすいと思えます。

- <事務局> 後日資料でお示しします。
- <委員> 確認ですが、コロナ過ですが、基本方針はコロナには左右されない基本的な基本方針を定めてほしいと思います。基本方針には、そもそも厳しい市の財政事情があったのではないかと思います。また 子供達の教育の為、どんな経済状況のご家庭のお子様でも平等に利用できるような受益者負担にのっとらない基本方針があるかと思っています。これらについてはコロナにかかわらないので、基本方針として定めてもらいたい。ほかのところについては、基本的には、施設は使用した方に負担してもらいたいと思います。前回の改定の際、様々な意見があったようですが、答申しても最終的には市で決定されると思います。前回の答申が反映されなかった理由などあったらまた伺いたいです。
- <事務局> 後日お示しできればと思います。貴重なご意見ありがとうございました。
- <委員> 減額と免除の対象者の違いについて伺いたい。
- <事務局> 規則の中で全額免除対象者等列挙して定められております。
- <委員> ありがとうございました。
- <委員> 今、減免対象者について読み上げていただきましたが、料金を取りましようとなったのは、市の財政面を考慮したことと、受益者負担の考えに基づいてだと思えます。使用料負担を大前提にしておけばいいのですが多くの減免対象をつくり、どうにか負担しない方法を考える道を作ってはいけないのではないかと。基本的には使用した人が負担すべきで、教育など、子供を育てるのは市で行うべきものなので減免対象としても良いと思うが基本的には受益者負担の考えによるべきだと思います。
- <議長兼会長> 先程、諮問文書でも市としての案が出ていましたが、会議の中では異なる意見が出ることも想定されるので、最初から案が書かれていることに疑問もあるが、これから審議して答申を出しますので、それから市として決定していただきたいと思えます。委員の皆様には諮問文書

の①②にこだわらず審議していただきたいと考えます。今日お配りした資料を確認していただき、また資料の訂正等あれば事務局は早めに配布していただき次回の会議で委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。以上で（1）社会教育施設受益者負担（使用料の見直し）について閉じさせていただきます。

（2） 山梨県社会教育委員連絡協議会の報告について

<議長兼会長> つづきまして（2）山梨県社会教育委員連絡協議会の報告を事務局にお願いいたします。

<事務局> 資料に基づき説明

山梨県社会教育委員連絡協議会通常総会について

第 53 東甲信越静社会教育研究大会山梨大会第 2 回運営委員会について

第 53 回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会分科会分担表について

<議長兼会長> ただいま事務局から山梨県社会教育委員連絡協議会の報告をしていただきました。ここで皆様から資料の内容についてご意見ご質問などありますか。資料についてはよろしいでしょうか。よろしければ先程説明がありました、第 53 回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会第 3 分科会分担表についてですが、中央市からはすでに希望の分担について名前が 4 名挙がっていますが、中央市と合わせて 10 名以上の依頼を受けていますので笛吹市からは 6 名以上を分担表に挙げる必要があります。分担表に具体的な業務内容がありますが、皆様から希望される分担などありますか。もしあればご意見などお願いいたします。希望が無いようでしたら、事務局から担当の案を出していただき決めたいと思えますがいかがでしょうか。この分担表はいつまでに提出ですか。

<事務局> 8 月 31 日までになります。

<議長兼会長> 次回の会議はいつ頃予定していますか。

<事務局> 8 月の下旬頃を予定しております。

<議長兼会長> では次回会議までに事務局から案を提出していただき検討していき

たいと思いますがいかがでしょうか。

- <委員> 分担表を見ますと録音・報告書作成や会場座席の配置、音響・映像機器の動作確認など、急に分担をと言われても対応できかねるところです。
- <事務局> 分担表に役割がありますが、分科会の詳細が決まっていないので想定される役割分担が列挙されております。現段階での分担表として県から依頼されていますので委員の皆様にご検討していただきたいと思っております。音響や映像機器の動作確認等を委員の皆様にご直接お願いすることはおそらくなく、事務局が対応しながらサポートしていただくようになると思います。
来年のことになりますので、来年の4月には委員の方も変わることがあるかもしれません。中央市では来年改選とのことですので、今は現段階で想定される役割分担にお名前をいれさせていただき、来年の4月に詳細も決まっていく中で決定していただきたいと思っております。
- <教育部長> 中央市の委員の氏名が挙がっていますが、これは決定ではなく、これから協議されるのでしょうか。
- <事務局> はい。次回運営委員会の際、協議する予定です。
- <委員> 面識のない中で作業するより自治体ごとで役割を割り振ったほうが作業しやすいかと思っております。
- <委員> できれば事務局に担当になっていただきたいと思っております。
- <教育部長> 事務局は分担表とは別に担当として補助に入ることになっております。今は名前を分担表に載せなければならないということかと思っておりますのでよろしくお願いたします
- <委員> 現段階では、名前を載せるのではなく自治体名を載せ中央市との分担を決めてはいかがでしょうか。来年の4月に正式に名前を入れ決定してはいかがでしょうか。
- <議長兼会長> では、事務局で県に確認をお願いいたします。他に何かご意見などあ

りますか。なければ (2) 山梨県社会教育委員連絡協議会の報告については閉じたいと思います。

(3) 山梨県公民館連絡協議会の報告について

<議長兼会長> つづきまして (3) 山梨県公民館連絡協議会の報告について事務局から報告をお願いいたします。

<事務局> 資料に基づいて説明
山梨県公民館連絡協議会定期総会について
第43回全国公民館研究集会第61回関東甲信越静公民館研究大会山梨大会第7回実行委員会について (別紙資料含)

<議長兼会長> ただいま (3) 山梨県公民館連絡協議会の報告をしていただきましたが、資料につきましてご質問やご意見などありますか。特に無いようでしたら (3) については閉じさせていただきます。

(4) その他

<議長兼会長> つづきまして (4) その他について事務局お願いいたします。

<事務局> 社会教育委員指導者研修会 12/8 (水) 開催のおしらせについて
わが町の八月十五日展のお知らせについて

<議長兼会長> その他何かありますでしょうか。無いようであれば、以上で議事を閉じさせていただきます。ご協力をありがとうございました。

<進 行> 雨宮議長様、議事の進行ありがとうございました。今日いただいたご意見を反映して資料等を用意いたします。期日は未定ですが、来月には第3回会議が開催されますのでよろしくお願いいたします。また開催通知にてご連絡いたします。

次第6 閉会のことば

<副議長兼副会長>

お疲れさまでした。第3回目は、8月下旬ということで市長からの諮問を受けて答申に向けての話し合いになると思います。また資料作った場合は事前にいただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。以上を持ちまして第2回の会議を終了します。